

被災中小企業再建支援事業費補助金のご案内

○令和4年9月23日からの台風15号による大雨により被害を受けた中小企業者を対象に、被災した施設・設備等の復旧に要する費用を補助します。

概要

項目	内容
補助対象者	静岡県内23市町※に所在する事業者で、業務の用に供する施設及び設備等が被害を受けた中小企業・小規模事業者 ※災害救助法が適用された市町が対象です。 ※市町が発行する罹災証明書・被災証明書等の被災を証する書類が必要です。
補助率	小規模事業者 2 / 3 中小企業者 1 / 2
補助上限額	200万円 ※被災施設、設備等の減失、毀損によって受け取れる保険金、共済金がある場合は、補助対象経費から控除されます。
補助下限額	50万円
対象経費	施設 事務所、店舗、倉庫等の修繕
	設備等 償却資産の修理、購入
	車両 業務用車両等の修理、購入
	その他 清掃委託費、復旧に直接要するもの
	※補助対象となる施設、設備、車両は原則として資産計上されているものに限ります（固定資産台帳等により確認）。
補助対象期間	令和4年9月23日からの台風15号による大雨により被害を受けた日から令和5年2月28日(火)まで ※既に着手済みの復旧経費も、発災時に遡って補助対象とすることができます。
申請期間	令和5年 2月1日 （水）～令和5年 2月28日 （火） ※上記期間内に間に合わない場合は御相談ください
申請書類等の入手方法	静岡県商工振興課ホームページからダウンロード(準備中) https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/00saigai/r4-taihu15.html ※申請様式、要綱、要領、手引き等は令和5年1月中旬掲載予定



コールセンター（令和5年1月中旬開設予定）

○被災中小企業再建支援事業費補助金事務局（TEL 調整中 ）
その他お問合せ先

○静岡県 経済産業部 商工振興課 （TEL 054-221-2512）

被災中小企業再建支援事業の活用イメージ

施設の修繕



○浸水した店舗の復旧

- ・床板、壁紙の交換
- ・破損したシャッターの交換
- ・割れたガラスの張り替え など

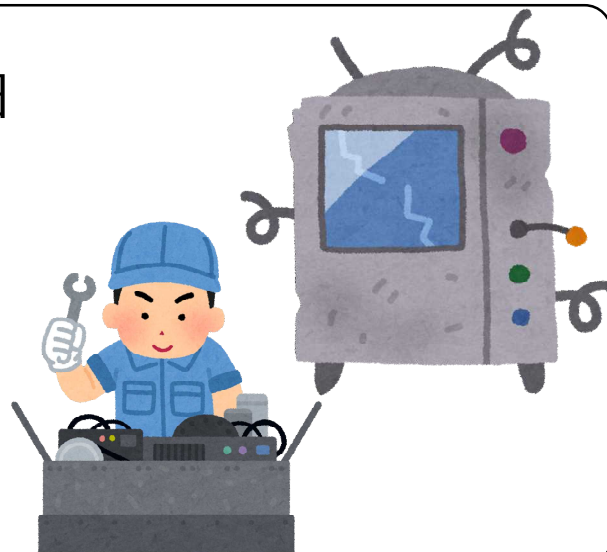
総事業費	補助率		補助金支給額
	2 / 3 (小規模)	1 / 2 (中小)	
120万円	→		<u>80万円</u>
		→	<u>60万円</u>

設備の修理

○浸水した工場内設備等の復旧

- ・故障した工業用プレス機の修理
- ・水没した空調室外機の交換
- ・ボイラー設備の修理 など

総事業費	補助率		補助金支給額
	2 / 3 (小規模)	1 / 2 (中小)	
420万円	→		<u>200万円</u>
		→	<u>200万円</u>



車両の修理



○損傷した業務用車両の復旧

- ・水没した事業用トラックの修理
- ・修理不可能な営業車の買い替え など

総事業費	補助率		補助金支給額
	2 / 3 (小規模)	1 / 2 (中小)	
316万円	→		<u>200万円</u>
		→	<u>158万円</u>

※事業用にのみ使用する車両が補助対象